

第 10 章 附属明細書及び注記

Q76-1 附属明細書における各明細の様式又は記載内容は、具体的にどのようなものか。

A

2 附属明細書における明細は、次のとおりとする。

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第90 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(単位:千円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 当期末 残高	摘要	
					当期 償却額		当期 損益内	当期 損益外				
有形固定 資産(特定 償却資産)	建 物											
	構築物											
	計											
有形固定 資産(特定 償却資産 以外)	建 物											
	構築物											
	計											
非償却資産	土 地											
有形固定 資産合計	建 物											
	構築物											
	計											
無形固定 資産	特許権											
	借地権											
	計											
その他の 資産												
	計											

(記載上の注意)

- ① 有形固定資産（基準第10に掲げられている資産）、無形固定資産（基準第11に掲げられている資産）、投資その他の資産（基準第12に掲げられている資産）について記載すること。
- ② 減価償却費が損益計算書に計上される有形固定資産と、基準第84又は第90の規定により減価償却費相当額が損益外となる有形固定資産各々について記載すること。
- ③ 「無形固定資産」、「投資その他の資産」についても、基準第84の規定により減価償却費相当額が損益外となるものがある場合には、「有形固定資産」に準じた様式により記載すること。
- ④ 「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」の欄は、貸借対照表に掲げられて

いる科目の区別により記載すること。

- ⑤ 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」、及び「期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
- ⑥ 「減価償却累計額」の欄には、減価償却費を損益計算書に計上する有形固定資産にあつては減価償却費の累計額を、基準第84に定める特定の償却資産及び第90に定める特定の除却費用等にあつては損益外減価償却相当額の累計額を、無形固定資産及び投資その他の資産にあつては償却累計額を記載すること。
- ⑦ 「減損損失累計額」の欄には、減損損失相当額の累計額を計上することとし、減損損失を損益計算書に計上する場合は「当期損益内」の欄に、減損損失を損益計算書に計上しない場合は「当期損益外」の欄にそれぞれ記載すること。
- ⑧ 期末残高から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
- ⑨ 災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による増減があつた場合、又は同一の種類のものについて貸借対照表の総資産の1%を超える額の増加若しくは減少があつた場合(ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。)は、その理由及び設備等の具体的な金額を注記すること。

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		

(記載上の注意)

- ① 基準第13(5)から(12)までに掲げられているたな卸資産を対象として、たな卸資産の種類ごとに記載すること。
- ② 「当期増加額」の欄のうち、「その他」の欄には、当期購入・製造又は他勘定からの振替以外の理由によるたな卸資産の増加額を記載し、増加の理由を注記すること。
- ③ 「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、たな卸資産の売却・利用による払出又は他勘定への振替以外の理由によるたな卸資産等の減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(3) 無償使用国有財産等の明細

区 分	種 別	所在地	面 積	構 造	機会費用の 金 額	摘 要
土 地	校舎敷地		(㎡)	—	(千円)	
	運 動 場			—		囲障を含む。
	用 水 路					側溝を含む。
	小 計					
建 物	1号館校舎					
	研 究 棟					

	小計					
	小計					
合計						

(記載上の注意)

- ① 減額された使用料により賃借している国又は地方公共団体の財産についても記載すること。
- ② 区分欄は、貸借対照表中の固定資産の区分に従い記載すること。
- ③ 種別欄は、用途ごとに適宜の名称を付して記載すること。
- ④ 機会費用の金額は、種別ごとに記載することとするが、土地及び構築物を一式として借入している場合は、当該構築物に係る機会費用の金額は土地に一括して計上すること。その場合、当該構築物の主なものを摘要欄に記載すること。
- ⑤ 災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による減少があった場合には、その資産の種類と理由及び金額を注記すること。

(4) P F I の明細

(単位：千円)

事業名	事業概要	施設所有形態	契約先	契約期間	摘要

(5) 有価証券の明細

(5) - 1 流動資産として計上された有価証券 (単位：千円)

売買目的 有価証券	銘柄	取得 総額	時 価	貸借対照 表計上額	当期損益に含 まれた評価損益	摘 要
	計					
満期保有 目的債券	種類及 び 銘柄	取得 価額	券面総額	貸借対照 表計上額	当期損益に含 まれた評価差額	摘 要
	計					
貸借対照 表 計上額						

(5) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券(単位：千円)

満期保有 目的債券	種類 及び 銘柄	取得 価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期損益に 含まれた評 価差額	摘 要	
	計						
その他 有価証券	種類 及び 銘柄	取得 価額	時 価	貸借対照表 計上額	当期損益に 含まれた評 価差額	その他有 価証券評 価差額	摘 要

	計					
貸借対照表 計上額						

関係会社 株式	銘柄	取得 価額	純資産に 持分割合 を乗じた 価額	貸借対照表 計上額	当期損益に 含まれた評 価差額	摘 要
	計					
関係会社 株式 (基準第85)	銘柄	取得 価額	純資産比 率割合を 乗じた価 額	貸借対照表 計上額	当期損益外 処理した評 価差額	摘 要
					()	
	計					
貸借対照表 計上額						

その他の 関係会社 有価証券	種類及び 銘柄	取得価額	貸借対照 表計上額	当期損益に 含まれた投 資事業有 限責任組 合損益 相当額	その他有 価証券評 価差額	摘 要
	計					
その他の 関係会社 有価証券 (基準第 85)	種類及び 銘柄	取得価額	貸借対照 表計上額	当期損益外 処理をした 投資事業有 限責任組 合損益相当 額	当期損益外 処理をした その他有 価証券評 価差額	摘 要
				()	()	
	計					
貸借対照 表計上額						

(記載上の注意)

- ① 基準第31に定める有価証券で貸借対照表に計上されているものについて記載すること。
- ② 流動資産に計上した有価証券と投資その他の資産に計上した有価証券を区分し、売買目的有価証券、満期保有目的債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載すること。
- ③ 為替差損益については、当期費用に含まれた評価差額の欄に括弧書で記載すること。
- ④ その他有価証券の「当期費用に含まれた評価差額」の欄には、基準第31第3項により評価減を行った場合の評価差額を記載すること。
- ⑤ 関係会社株式(基準第85)の「当期損益外処理をした評価差額」の欄には、基準第85「特定の有価証券の会計処理」を行い損益外とした評価損益相当額を記載すること。また、洗替処理を行った前期末の評価損相当額を同欄に括弧書で記載すること。

- ⑥ その他の関係会社有価証券(基準第85)の「当期損益外処理をした投資事業有限責任組合損益相当額」の欄には、基準第85「特定の有価証券の会計処理」を行い損益外とした投資事業有限責任組合損益相当額(当期発生額)を記載すること。また、洗替処理を行った前期末の投資事業有限責任組合損益相当額を同欄に括弧書で記載すること。
- ⑦ その他の関係会社有価証券(基準第85)の「当期損益外処理をしたその他有価証券評価差額」の欄には、投資事業有限責任組合の保有するその他有価証券評価差額金の持分相当額を記載すること。また、洗替処理を行ったその他有価証券評価差額を同欄に括弧書で記載すること。
- ⑧ 産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業に伴い取得した有価証券の場合、その旨を摘要欄に記載すること。
- ⑨ 国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券の場合、その旨を摘要欄に記載すること。

(6) 出資金の明細

(単位：千円)

会社名	主たる業務内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (出資比率)	摘要
					(%)	
					(%)	
計	—					—

(記載上の注意)

- ① 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている出資金について記載すること。
- ② 取得価額と貸借対照表計上額が異なっている場合は、理由を摘要欄に記載すること。

(7) 長期貸付金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
関係法人長期貸付金						
その他長期貸付金						
〇〇貸付金						
××貸付金						
計						

(記載上の注意)

- ① 長期貸付金の「区分」欄は、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分し、更に、その他の長期貸付金については、適切な種別等に区分して記載すること。
- ② 長期貸付金について当期減少額がある場合には、その原因の概要を「摘要」欄に記載すること。

(8) 借入金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	平均利率 (%)	返済期限	摘要
計							

(記載上の注意)

- ① 基準第15(7)に定める長期借入金について記載すること。
- ② 「平均利率」の欄は、加重平均利率を記載すること。

(9) 国立大学法人等債の明細 (単位：千円)

銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率 (%)	償還期限	摘要
計							

(記載上の注意)

当該国立大学法人等の発行している債券（当該事業年度中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。

(10) - 1 引当金の明細 (単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
合計						

(記載上の注意)

- ① 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（貸倒引当金及び退職給付引当金等を除く。）について、各引当金の設定目的ごとの科目区分により記載すること。
- ② 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
- ③ 「当期減少額」のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を「摘要」欄に記載すること。

(10) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細 (単位：千円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
〇〇貸付金							
計							

(記載上の注意)

- ① 「区分」欄は、貸借対照表に計上した資産の科目ごとに区分して記載すること。
- ② 各々の貸倒見積高の算定方法を「摘要」欄に記載すること。

(10) - 3 退職給付引当金の明細 (単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要

退職給付債務合計額					
退職一時金に係る債務					
厚生年金基金に係る債務					
未認識過去勤務費用及び未認識 数理計算上の差異					
年金資産					
退職給付引当金					

(記載上の注意)

- ① 基準第15(9)に定める退職給付に係る引当金について記載すること。
- ② 退職給付債務については、基準第35に定める「退職一時金に係る部分」及び「厚生年金基金に係る部分」の二つに区分して記載すること。

(11) 資産除去債務の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要

(記載上の注意)

- ① 貸借対照表に計上されている資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。
- ② 資産除去債務に対応する除去費用等について基準第90の特定の有無を「摘要」欄に記載すること。

(12) 保証債務の明細

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		保証料収益
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	(千円)

(記載上の注意)

- ① 本表は、債務保証を有する全ての国立大学法人等が記載すること。
- ② 保証債務損失引当金の明細は、(10)－1引当金の明細に記載すること。

(13) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:千円)

区 分		期首残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高	摘 要
資本金						
	計					
	資本剰余金					

資本剰余金	施設費					
	運営費交付金					
	授業料					
	補助金等					
	寄附金等					
	目的積立金					
	減資差益					
	損益外除売却差額相当額					
	計					
	損益外減価償却累計額					
	損益外減損損失累計額					
	損益外有価証券損益累計額(確定)					
	損益外有価証券損益累計額(その他)					
	損益外利息費用累計額					
	民間出えん金					
	差引計					

(記載上の注意)

- ① 資本金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。
- ② 資本金の「区分」欄には、政府出資金・その他の別を記載すること。
- ③ 資本剰余金は、その発生源泉の区分に分けて記載すること。
- ④ 資本剰余金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。
- ⑤ 資本剰余金について当期増加額があり、うち大学改革支援・学位授与機構からの受入相当額がある場合には、当該受入相応額を括弧書で内書きすること。
- ⑥ 損益外減価償却累計額について当期減少額がある場合には、除却等発生の理由を「摘要」欄に記載すること。
- ⑦ 資本剰余金(納付差額)については、損益外除売却差額相当額の欄に記載すること。

(14) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(14) - 1 積立金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
計					

(記載上の注意)

- ① 「区分」欄は、「準用通則法第44条第1項積立金」等当該積立金の名称を記載すること。
- ② 「摘要」欄は、積立金の当期増減額の理由を記載すること。

(14) - 2 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

積立金の名称 及び事業名	〇〇積立金			
	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	計
土地				
建物				
構築物				
機械装置				
工具器具備品				
図書				
美術品・収蔵品				
・・・				
小計				
教育経費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
研究経費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
診療経費				
材料費				
委託費				
設備関係費				
研修費				
経費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
教育研究支援経費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				

・・・				
役員人件費				
教員人件費				
職員人件費				
一般管理費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
小 計				
中期目標期間終了時の積立金への振替額				
合 計				

(記載上の注意)

- ① 金額は、積立金の名称ごとに、当該積立金の目的となった事業別に記載すること。
- ② 「事業名」欄は、目的積立金の目的となった事業の名称を記載すること。
- ③ 「中期目標期間終了時の積立金への振替額」は、「事業名」をその他として記載すること。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

教育経費			
消耗品費	×××		
備品費	×××		
印刷製本費	×××		
水道光熱費	×××		
旅費交通費	×××		
通信運搬費	×××		
賃借料	×××		
車両燃料費	×××		
福利厚生費	×××		
保守費	×××		
修繕費	×××		
損害保険料	×××		
広告宣伝費	×××		
行事費	×××		
諸会費	×××		
会議費	×××		
報酬・委託・手数料	×××		
奨学費	×××		
減価償却費	×××		
貸倒損失	×××		
徴収不能引当金繰入額	×××		
雑費	×××	×××	

研究経費			
消耗品費		×××	
備品費		×××	
印刷製本費		×××	
水道光熱費		×××	
旅費交通費		×××	
通信運搬費		×××	
賃借料		×××	
車両燃料費		×××	
福利厚生費		×××	
保守費		×××	
修繕費		×××	
損害保険料		×××	
広告宣伝費		×××	
行事費		×××	
諸会費		×××	
会議費		×××	
報酬・委託・手数料		×××	
減価償却費		×××	
貸倒損失		×××	
貸倒引当金繰入額		×××	
雑費		×××	×××
診療経費			
材料費			
医薬品費	×××		
診療材料費	×××		
医療消耗器具備品費	×××		
給食用材料費	×××	×××	
委託費			
検査委託費	×××		
給食委託費	×××		
寝具委託費	×××		
医事委託費	×××		
清掃委託費	×××		
保守委託費	×××		
その他の委託費	×××	×××	
設備関係費			
減価償却費	×××		
機器賃借料	×××		
地代家賃	×××		
修繕費	×××		
機器保守費	×××		
機器設備保険料	×××		
車両関係費	×××	×××	

研修費		×××	
經費			
消耗品費	×××		
備品費	×××		
印刷製本費	×××		
水道光熱費	×××		
旅費交通費	×××		
通信運搬費	×××		
賃借料	×××		
福利厚生費	×××		
保守費	×××		
損害保険料	×××		
広告宣伝費	×××		
行事費	×××		
諸会費	×××		
会議費	×××		
報酬・委託・手数料	×××		
奨学費	×××		
職員被服費	×××		
貸倒損失	×××		
徴収不能引当金繰入額	×××		
雑費	×××	×××	×××
教育研究支援經費			
消耗品費		×××	
備品費		×××	
印刷製本費		×××	
水道光熱費		×××	
旅費交通費		×××	
通信運搬費		×××	
賃借料		×××	
車両燃料費		×××	
福利厚生費		×××	
保守費		×××	
修繕費		×××	
損害保険料		×××	
広告宣伝費		×××	
行事費		×××	
諸会費		×××	
会議費		×××	
報酬・委託・手数料		×××	
減価償却費		×××	
貸倒損失		×××	
貸倒引当金繰入額		×××	
雑費		×××	×××
受託研究費			

教員人件費

常勤教員給与

給料	×××		
賞与	×××		
賞与引当金繰入額	×××		
退職給付費用	×××		
法定福利費	×××	×××	

非常勤教員給与

給料	×××		
賞与	×××		
賞与引当金繰入額	×××		
退職給付費用	×××		
法定福利費	×××	×××	×××

職員人件費

常勤職員給与

給料	×××		
賞与	×××		
賞与引当金繰入額	×××		
退職給付費用	×××		
法定福利費	×××	×××	

非常勤職員給与

給料	×××		
賞与	×××		
賞与引当金繰入額	×××		
退職給付費用	×××		
法定福利費	×××	×××	×××

消耗品費

×××

備品費

×××

印刷製本費

×××

水道光熱費

×××

旅費交通費

×××

通信運搬費

×××

賃借料

×××

車両燃料費

×××

福利厚生費

×××

保守費

×××

修繕費

×××

損害保険料

×××

広告宣伝費

×××

行事費

×××

諸会費

×××

会議費

×××

報酬・委託・手数料

×××

減価償却費

×××

貸倒損失

×××

貸倒引当金繰入額			×××	
雑費			×××	×××
共同研究費				
教員人件費				
常勤教員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××		
非常勤教員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××	×××	
職員人件費				
常勤職員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××		
非常勤職員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××	×××	
消耗品費			×××	
備品費			×××	
印刷製本費			×××	
水道光熱費			×××	
旅費交通費			×××	
通信運搬費			×××	
賃借料			×××	
車両燃料費			×××	
福利厚生費			×××	
保守費			×××	
修繕費			×××	
損害保険料			×××	
広告宣伝費			×××	
行事費			×××	
諸会費			×××	
会議費			×××	

報酬・委託・手数料			×××	
減価償却費			×××	
貸倒損失			×××	
貸倒引当金繰入額			×××	
雑費			×××	×××
受託事業費等				
教員人件費				
常勤教員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××		
非常勤教員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××	×××	
職員人件費				
常勤職員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××		
非常勤職員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××	×××	
消耗品費			×××	
備品費			×××	
印刷製本費			×××	
水道光熱費			×××	
旅費交通費			×××	
通信運搬費			×××	
賃借料			×××	
車両燃料費			×××	
福利厚生費			×××	
保守費			×××	
修繕費			×××	
損害保険料			×××	

広告宣伝費			×××	
行事費			×××	
諸会費			×××	
会議費			×××	
報酬・委託・手数料			×××	
減価償却費			×××	
貸倒損失			×××	
貸倒引当金繰入額			×××	
雑費			×××	×××
役員人件費				
報酬		×××		
賞与		×××		
賞与引当金繰入額		×××		
退職給付費用		×××		
法定福利費		×××	×××	
教員人件費				
常勤教員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××		
非常勤教員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××	×××	
職員人件費				
常勤職員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××		
非常勤職員給与				
給料	×××			
賞与	×××			
賞与引当金繰入額	×××			
退職給付費用	×××			
法定福利費	×××	×××	×××	
一般管理費				
消耗品費		×××		
備品費		×××		
印刷製本費		×××		

水道光熱費	×××	
旅費交通費	×××	
通信運搬費	×××	
賃借料	×××	
車両燃料費	×××	
福利厚生費	×××	
保守費	×××	
修繕費	×××	
損害保険料	×××	
広告宣伝費	×××	
行事費	×××	
諸会費	×××	
会議費	×××	
報酬・委託・手数料	×××	
租税公課	×××	
減価償却費	×××	
貸倒損失	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
雑費	×××	×××

(記載上の注意)

- ① 大項目及び中項目における金額は、損益計算書における業務費の表示科目の金額に一致する。
- ② 内訳科目については、必要に応じ適当な科目を追加し、又は重要性の乏しい科目については合算して表示することができる。重要性の乏しい科目とは、その金額が、業務費にあつては教育経費等の目的別分類科目ごとの合計額について、一般管理費にあつてはその合計額について百分の一を下回る科目をいう。
- ③ 常勤・非常勤の定義については、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）によること。

(16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(16) - 1 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
合計							

(記載上の注意)

- ① 運営費交付金収益の合計額が損益計算書の運営費交付金収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記する。
- ② 資産見返運営費交付金には、運営費交付金債務から振り替えられたもののみを記載し、授業料債務から振り替えられたものを除くこと。

(16) - 2 運営費交付金収益

(単位：千円)

業務等区分	X 0 年度交付分	X 1 年度交付分	X 2 年度交付分	合 計
合 計				

(記載上の注意)

運営費交付金収益の合計額が損益計算書の運営費交付金収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記する。

(17) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

(17) - 1 施設費の明細

(単位:千円)

区 分	当期交付額	当期振替額				摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	収益	その他	
計						

(記載上の注意)

- ① 「区分」欄は、補助金等の交付決定の区分ごとにその名称を記載すること。
- ② 「当期交付額」欄には、当期に交付された補助金等の額を記載すること(未収金計上額を含む。)
- ③ 「その他」欄には、補助金等の返還がある場合等、会計処理内訳の各項目に該当しない項目の金額を記載するとともに、その内容について「摘要」欄に記載すること。
- ④ 収益計上の合計額が損益計算書の施設費収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記すること。

(17) - 2 補助金等の明細

(単位:千円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額						期末残高	摘要	
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰 余金	長期預り 補助金等	収益	その他			
合計		直接 経費											
		間接 経費											
		計											

(記載上の注意)

- ① 「名称」欄は、補助金等の交付決定の区分ごとにその名称を記載すること。
- ② 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。
- ③ 「当期交付額」欄には、当期に交付された補助金等の額を記載すること(未収金計上額を含む。)

- ④ 「その他」欄には、補助金等の返還がある場合等、当期振替額の各項目に該当しない項目の金額を記載するとともに、その内容について摘要欄に記載すること。
- ⑤ 収益計上の合計額が損益計算書の補助金等収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記すること。

(18) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分		報酬又は給料等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役員	常 勤	()	()	()	()	()
	非常勤	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()
教員	常 勤	()	()	()	()	()
	非常勤	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()
職員	常 勤	()	()	()	()	()
	非常勤	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()
合 計	常 勤	()	()	()	()	()
	非常勤	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

- ① 常勤・非常勤の定義等は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(総務大臣策定)によること。
- ② 役員に対する報酬等の支給の基準の概要(例：役員の報酬月額、退職手当の計算方法)並びに教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要(例：一般職国家公務員に準拠、退職手当の計算方法)を注記すること。
- ③ 役員について期末現在の人数と上表の支給人員とが相違する場合には、その旨を注記すること。
- ④ 支給人員数は、年間平均支給人員数によることとし、その旨を注記すること。
- ⑤ 金額、支給人員の単位は千円、人とする。
- ⑥ 上段括弧内には、承継職員等に係る金額及び支給人員を内数で記載すること。
- ⑦ 中期計画において損益計算書と異なる範囲で予算上の人件費が定められている場合は、その旨及

び差異の内容を注記すること。

- ⑧ 「金額」欄は、損益計算書の役員人件費、教員人件費及び職員人件費の計上額に基づいて記載すること。
- ⑨ 「報酬又は給料等」は、「賞与」及び「賞与引当金繰入額」を含める。

(19) 開示すべきセグメント情報

(単位：千円)

区 分	附属病院	△△ 研究 所	附属 学校		小 計	出資 事業等	法人共通	合 計
業務費用 業務費 教育経費 研究経費 診療経費 教育研究支援経費 受託研究費 共同研究費 受託事業費等 人件費 一般管理費 財務費用 雑損								
小 計								
業務収益 運営費交付金収益 学生納付金収益 附属病院収益 受託研究収益 共同研究収益 受託事業等収益 寄附金収益 財務収益 雑益								
小 計								
業務損益								
土地 建物 構築物 ： その他 附属資産								

(記載上の注意)

- ① 業務費用は各セグメントの業務実施により発生した業務費用合計とする。
- ② 業務収益は各セグメントの業務実施により発生した業務収益合計とする。
- ③ 業務損益は業務収益と業務費用の差額を記載するものとする。業務損益の合計は損益計算書の経常損益と一致する。
- ④ 各セグメントの主な区分方法を注記すること。
- ⑤ 出資事業セグメントには、産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業等が該当する。
- ⑥ 帰属資産は各セグメントの業務実施に必要となる資産の額を記載すること。また、その内訳として土地、建物、構築物のほか、法人全体としての科目残高が貸借対照表の総資産の10%を超える資産科目について記載すること。
- ⑦ 帰属資産については⑥のほか、産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業に伴い取得した有価証券(関係会社株式、その他の関係会社有価証券)を区分して記載すること。
- ⑧ 業務費用及び業務収益のうち各セグメントに配賦しなかったもの及び各セグメントへ配賦不能な一般管理費については、法人共通の欄に記載し、その金額及び主な内容を注記すること。財務費用は、関連するセグメントが特定できる場合は、当該セグメントに計上すること。
- ⑨ 帰属資産のうち各セグメントに配賦しなかったものは、法人共通の欄に記載し、その金額及び主な内容を注記すること。現金預金は、原則として法人共通に計上するが、当該資産を管理するセグメントに計上することができる。
- ⑩ 目的積立金の取崩しを財源とする費用が発生した場合は、その旨及び各セグメント別の金額を注記すること。
- ⑪ 減価償却費、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外有価証券損益相当額(確定)、損益外有価証券損益相当額(その他)、損益外利息費用相当額及び損益外除売却差額相当額並びに引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額は、各セグメント別の金額を注記すること。
- ⑫ セグメント情報の記載に当たっては、業務費用の配分方法、資産の配分方法等について継続性が維持されるように配慮する。なお、記載対象セグメント、業務費用の配分方法、資産の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載する。ただし、セグメント情報に与える影響が軽微な場合には、これを省略することができる。
- ⑬ 附属病院セグメントを記載する場合、人件費は、勤務実態により記載するが、附属病院帰属の教員、コ・メディカル、職員の人件費は、帰属により計上し、必要に応じ補正する。医学部臨床系帰属教員の人件費は、勤務時間に相当する人件費を附属病院セグメントと医学部等のその他セグメントに区分するが、把握不能な時間がある場合は、医学部等のその他セグメントに計上する。医学部基礎系、研究所等帰属教員の人件費は、帰属するセグメントに区分するが、病院における勤務時間に相当する人件費は附属病院セグメントに計上する。
- ⑭ 附属病院セグメントを記載する場合、附属病院セグメントにおける教育経費は、卒後臨床研修、専門医研修、附属病院において企画立案管理される公開講座及びOJT以外の研修に要する経費とする。研究経費は、病理部における臨床研究やプロジェクト研究など、附属病院として組織又はプロジェクトとして実施される研究に要する経費とする。また、一般管理費は、管理業務を行う管理課・総務課等に要する経費(医事課を除く。)、病院運営会議の運営に要する経費等の管理経費及び附属病院の業務経費のうち、他の区分に属さない業務経費を対象とする。
- ⑮ 附属病院セグメントを記載する場合、附属病院セグメントにおける運営費交付金収益は、標準運営費交付金、附属病院運営費交付金、教育研究診療経費及び特別経費などのうち附属病院において使用されると考えられるものに関する収益化額を計上する。学内プロジェクト又は運営財源の不足などにより附属病院に関する学内予算がこれと異なる場合は、その差異の理由及び金額について注記する。

(20) 寄附金債務の明細及び寄附金の受入額の明細

(20) - 1 寄附金債務の明細

(単位：千円)

期首残高	当期増加額		当期振替額				期末残高	摘要
	当期受入額	運用益・ 評価差額	寄附金収益	資産見返 寄附金	資本剰 余金	運用損・ 評価差額		

(記載上の注意)

貸借対照表に計上された寄附金債務（長期寄附金債務を含む。）に係る明細を記載すること。

(20) - 2 寄附金の受入額の明細

区 分	当期受入額	件数	摘 要
	(千円)	(件)	
合 計			

(記載上の注意)

- ① 当事業年度において受け入れた寄附金(現物寄附を含む。)の明細を記載すること。
- ② 区分は、上記(19)のセグメント区分に従い記載すること。当期受入額が70%になるまで金額が多い順に記載し、それ以外のセグメント区分についてはその他として一括して記載すること。セグメント情報の開示を行っていない場合は、区分の必要はない。
- ③ 現物寄附がある場合には、摘要欄にその金額、件数などの概要を記載すること。

(21) 受託研究の明細

(単位：千円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
国	直接経費				
	間接経費				
地方公共団体	直接経費				
	間接経費				
独立行政法人	直接経費				
	間接経費				
国立大学法人	直接経費				
	間接経費				
株式会社等	直接経費				
	間接経費				
その他	直接経費				
	間接経費				

合計	直接経費				
	間接経費				

(記載上の注意)

- ① 貸借対照表に計上された前受受託研究費及び損益計算書に計上された受託研究収益のうち受託研究に係る明細を記載すること。
- ② 「委託者」は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、株式会社等、その他の別を記載すること。
- ③ 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。
- ④ 「地方公共団体」には、地方自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（地方自治法施行令第140条の7第1項）を含む。これらには地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等がある。
- ⑤ 「国立大学法人」には、大学共同利用機関法人を含めること。
- ⑥ 「株式会社等」は、会社法に規定する株式会社及び持分会社を指すが、④に規定する第三セクターは含めない。

(22) 共同研究の明細

(単位：千円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
国	直接経費				
	間接経費				
地方公共団体	直接経費				
	間接経費				
独立行政法人	直接経費				
	間接経費				
国立大学法人	直接経費				
	間接経費				
株式会社等	直接経費				
	間接経費				
その他	直接経費				
	間接経費				
合計	直接経費				
	間接経費				

(記載上の注意)

- ① 貸借対照表に計上された前受共同研究等及び損益計算書に計上された共同研究収益に係る明細を記載すること。
- ② 「共同研究の相手方」は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、株式会社等、その他の別を記載すること。
- ③ 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。
- ④ 「地方公共団体」には、地方自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（地方自治法施行令第140条の7第1項）を含む。これらには地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等がある。

- ⑤ 「国立大学法人」には、大学共同利用機関法人を含めること。
 ⑥ 「株式会社等」は、会社法に規定する株式会社及び持分会社を指すが、④に規定する第三セクターは含めない。

(23) 受託事業等の明細

(単位：千円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
国	直接経費				
	間接経費				
地方公共団体	直接経費				
	間接経費				
独立行政法人	直接経費				
	間接経費				
国立大学法人	直接経費				
	間接経費				
株式会社	直接経費				
	間接経費				
その他	直接経費				
	間接経費				
合計	直接経費				
	間接経費				

(記載上の注意)

- ① 貸借対照表に計上された前受受託事業費等及び損益計算書に計上された受託事業等収益の明細を記載すること。
 ② 「委託者等」は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、株式会社等、その他の別を記載すること。
 ③ 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。
 ④ 「地方公共団体」には、地方自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（地方自治法施行令第140条の7第1項）を含む。これらには地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等がある。
 ⑤ 「国立大学法人」には、大学共同利用機関法人を含めること。
 ⑥ 「株式会社等」は、会社法に規定する株式会社及び持分会社を指すが、④に規定する第三セクターは含めない。

(24) 科学研究費補助金の明細

(単位：千円)

種目	当期受入	件数	摘要
	()		
	()		
	()		
合計	()		

(記載上の注意)

- ① 本明細は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から交付される科学研究費補助金及び以下の条件を満たすもの及びこれと同等のもの（以下「科学研究費補助金等」という。）を記載対象とする。
 - (ア)「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されること。
 - (イ)補助事業者が個人又はグループであること。
 - (ウ)補助事業者を公募により決定されること。
 - (エ)補助事業者の属する機関等により経理を行うことを義務付けられていること。
- ② 当該年度において受け入れた科学研究費補助金等の明細を記載すること。
- ③ 種目は、科学研究費補助金等の研究種目等に従い記載すること。
- ④ 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として括弧内に記載すること。